

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 1 日現在

機関番号：12201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780318

研究課題名(和文)社会起業による福祉コミュニティづくりの活性化要因に関する日韓比較

研究課題名(英文) Comparison between Japan and Korea on activating factors for making welfare community by social entrepreneur

研究代表者

呉 世雄(OH, sewoong)

宇都宮大学・地域デザイン科学部・講師

研究者番号：00708000

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：日本と韓国における、社会起業や福祉コミュニティづくりを支援する制度・政策の在り方、社会起業の手法を用いた福祉コミュニティづくりの実践プロセスと成功要素、福祉関連の社会的企業における経営活性化の要因について、文献研究、インタビュー及びアンケート調査を通して明らかにすることが出来た。これらの研究結果を踏まえ、日本の社会起業による福祉コミュニティづくりへの政策的・実践的な提言を行った。

研究成果の概要(英文)：Through comparative study between Japan and Korea, we could clarify the following points. a system of institutions and policies that support social entrepreneurship and welfare community development, practical process and success factors of making welfare communities using methods of social entrepreneurship, factors of management revitalization in social enterprises related to welfare. Based on these research results, we made policy and practical proposals for creating a welfare community by social entrepreneurship in Japan.

研究分野：社会福祉学

キーワード：社会的企業 社会起業 福祉コミュニティ ソーシャルビジネス ソーシャルエンタープライズ 社会起業家

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、社会性と企業性を包摂するハイブリットな組織特性を持つ社会的企業への関心が高まっている。社会的企業は、欧州やアメリカでその概念が形成され、特に1990年代以降、EU諸国においては社会政策の一環として展開され、今は多くの国において広がりを見せている。本研究では、このような社会的企業を作り上げる活動である「社会起業」に着目する。近年は、福祉コミュニティづくりにおいても社会起業による活動が多く見られるようになった。社会起業は、ボランティアに加え、事業の安定性や住民の主体性をより強くする効果をもたらすと評価される。つまり、コミュニティにおける経済活動の連鎖によって得られる収益を通して事業の持続性を確保すると共に、活動やサービスの消費者としてだけでなく、コミュニティにおいて自ら活動を企画したりサービスを生産することによって、より参加意欲が高まるといったメリットを有する。本研究では、ボランティアに基づく福祉コミュニティづくりが抱える、活動や事業の持続可能性の問題の解決策の一つとして、社会起業に着目している。

(2) 本研究では、日本と同じく儒教・稲作文化圏で助け合いの文化洋式を持っており、近年、社会起業や福祉コミュニティづくりを政策として積極的に進めている韓国との比較の視点を取り入れている。韓国では、国が積極的に社会的経済政策を進め、2007年には「社会的企業育成法」が制定され、人件費や商品開発費等の財政的支援、経営支援、税制優遇などが受けられる「認証社会的企業」が創設された。また、2012年12月からは、「協同組合基本法」が実施され、5人以上が集まり所轄庁に届け出を出せば、協同組合を設立することが出来るようになった。

2. 研究の目的

本研究は、社会起業による福祉コミュニティづくりを活性化させる要因を明らかにすることを目的とした。具体的には、①社会起業や福祉コミュニティづくりを支援する制度・政策の在り方、②社会起業による福祉コミュニティづくりの実践プロセスと成功要素、③福祉関連の社会的企業の経営活性化要因を研究課題として設定した。これらの研究結果を踏まえ、日本の社会起業による福祉コミュニティづくりへの政策的・実践的な提言を行った。

3. 研究の方法

日本と韓国における社会起業による福祉コミュニティづくりについて、文献調査、インタビュー及びアンケート調査を通して、制度・政策的、実践的視点から総合的に分析を行った。制度・政策的視点については、文献研究を通して、社会起業や福祉コミュニティづくりに関わる制度・政策の動向を整理した

うえで、専門家や関係者へのインタビュー調査を通して、それら制度・政策的の運用実態やあり方等について考察を行った。実践的視点からは、両国において社会的企業や福祉コミュニティの活動が盛んに行われている地域や企業の関係者を対象にインタビュー調査を行い、実践のプロセスや成功要因、経営活性化要因等を明らかにした。

4. 研究成果

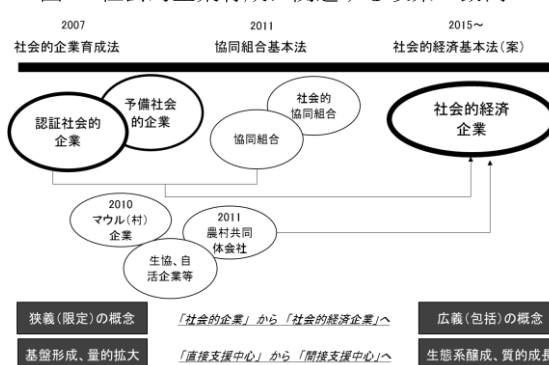
(1) 日本と韓国における社会起業の歴史的・政策的変遷について、先行研究や関連資料を基に整理した。まず、日本においては、定型化された議論がなされてきたわけではないが、1970年代からワーカーズ・コレクティブや労働者協働組合、共同連、市民運動型株式会社などの社会的企業の実践が見られる。さらに、1990年代後半からは、雇用、暮らし、コミュニティにかかるコミュニティビジネス、ソーシャルファームなど、社会的企業として自己定義する企業やNPO法人により多くの活動が展開されている。さらに、近年は、「社会的事業所促進法案」や「協働労働の協同組合法案」、「ソーシャルファーム振興法案」など、社会的企業の法制化を進める運動も活性化している。なお、このような実践家たちの努力にもかかわらず、社会的企業等への支援に関する制度化や法制化は、ここ数年間の状況を見る限り、なかなか進展していないのが現状である。

一方、韓国における社会的企業の始まりは、1990年代の「貧困運動・生産共同体事業」がその源流と言われている。概略すると、1990年初頭、失業と貧困問題を解決するための取り組みとして、市民活動家らによる都市貧困地域での生産共同体運動が展開された。1997年に起きた通貨危機を境に、韓国では就労支援等を強化するワークフェア政策が積極的に展開され、「公共勤労事業」、「地域自活事業」、「社会的就労事業」などの雇用開発施策が次々と打ち出された(表1)。

表1 社会的企業育成法制定までの諸施策

時期	管轄部署・主な内容
1990年代初頭	市民団体による生産共同体運営、労働者生産協同組合
1996年	保健福祉部・「自活事業」実施、自活支援センター認可
1997年	保健福祉部・「公共勤労事業」民間委託制度化
2000年	保健福祉部・「自活支援事業」制度化
2003年	労働部・「社会的就労事業」制度化
2007年	労働部・「社会的企業育成法」制定

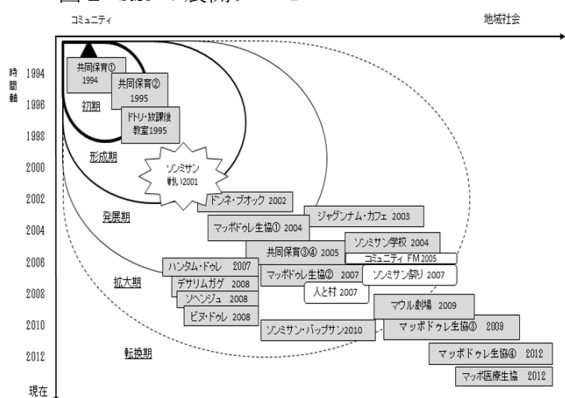
図1 社会的企業育成に関連する政策の動向



しかし、これらの施策による就労支援は、一時的・臨時的な就労、事業の継続性の問題等の課題を抱えていた。そこで、より長期的な視点で雇用問題を解決すること、また不足している社会サービスを拡充することを目的とした「社会的企業育成法」が2007年に制定される。育成法では、一定の条件を満たしている企業について「認証」を行い、一定期間にわたり人件費や商品開発費等の財政的支援、経営支援、税制優遇などの支援が行われる。2015年現在、社会的企業数は1,500社を超え、社会的企業で働く有給労働者数は約2.5万人にのぼる。育成法の制定後においても、協同組合基本法(2011年)が制定されたり、社会的経済基本法案が発議されるなど、社会起業を支援する制度政策が同時多発的に展開されている(図1)。欧州諸国に比べるとまだ脆弱な状況であるが、少なくとも新しい社会サービスの提供主体、あるいは社会変革のアクターとして認識されつつある。

(2) 社会起業による福祉コミュニティづくりに関する事例研究を行った。事例研究では、主に韓国の地域事例をフィールドとし、初年度から2年目までの期間を通して、計5回の現地調査を行った。ここでは、事例研究の成果の一つとして、「ソンミサン・マウル・コミュニティ」(Sungmisan Maul Community) (以下、SMC)の取り組みについて分析したものを示す。SMCは、協同組合方式で様々な起業活動を通して福祉コミュニティづくりを行ってきており、大都市ではその姿が消えつつある共同体としての「村」の存在が再生されているコミュニティとして大いに注目を浴びている。1994年から協同育児のために移住してきた25世帯によって始まったSMCは、共同保育所のほかにも、住民自らの起業による数多くのコミュニティ企業や組織が生まれ、地域を基盤とした生産・消費活動を行っており、新たな地域経済を生み出している。2015年現在、その数は50以上と言われ、活動分野も育児や教育、介護、文化、芸術など多岐にわたる(図2)。

図2 SMCの展開プロセス

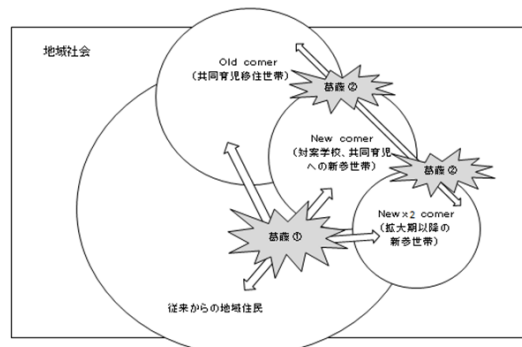


地域住民や起業家たちへのインタビュー調査を通して、SMCの形成や展開プロセス、

そして活動の特徴を分析した結果、以下のことが明らかになった。

まず、コミュニティの展開プロセスについては、共同保育のための小グループから始まった小さなコミュニティが、賛同者の増加と新たな内発的なニーズに伴う起業の連鎖によって拡大していくことを確認することができた。しかし、コミュニティが拡大するにつれ、次第に葛藤関係が生じている様子も見られる(図3)。

図3 SMCの拡大と葛藤関係



また、起業の特徴については、コミュニティのニーズを基盤とした「参画型起業」であり、そのほとんどは協同組合方式で設立・経営されており、協同組合の原理が起業活動に幅広く適用されている。さらには、住民自らの協同による起業であることから、主体的ニーズに基づく強い動機づけやコミットメント、リーダーの再生産が行われ、事業やコミュニティ活動の持続性を確保することができている。

以上の結果を踏まえ、日本の福祉コミュニティづくりにおける起業の活用性やその具体的な方法について考察を行った。具体的には、①社会起業の連鎖の好循環における「主体的ニーズ」、「コミュニケーション」、「協働の蓄積」の重要性、②コミュニティの葛藤と融和の意味、③福祉コミュニティづくりにおける社会起業の有効性を中心に考察を行っている。

(3) 地域社会を基盤として福祉サービスや社会的弱者の就労支援を行っている社会的企業の経営の活性化要因に関する日韓の事例研究を行った。調査期間は2年目から3年目の前半までで、計12事業所を対象にインタビュー調査を行った。研究内容と結果は、以下のとおりである。日本と韓国における社会的企業の経営者へのインタビュー調査の結果から、社会的企業の経営の活性化要因を探ることができた。両国の関連制度や企業の設立背景によって経営状況や抱える課題の相違も見られるが、各々の置かれた経営環境のなかで行われる企業の経営努力においては一定の共通点を見出すことが出来た。

まず、企業の設立背景と理念においては、両国の事例ともに障害者や高齢者、低所得者などの社会的弱者の雇用機会の確保、あるいは

は拡大という社会的目標を掲げている。また、事業実施の場面においては、働く人の能力や生活状況等を十分に理解したうえで、エンパワメントやストレングスの視点に基づき、職場配置や役割分担を行っている。二つ目に、経営戦略においては、サービスや商品の質を重視する視点、またそのための人材育成や教育を重視している点が挙げられる。さらには、新たな事業や商品開発、市場開発などにも積極的であり、長期的な視点での経営計画や戦略の策定が重要であると認識している。三つ目に、地域社会との関係においては、地域社会を事業の主な拠点とし、地域社会のニーズと企業のミッションの整合性に基づいて事業アイテムを選定している。日頃の実践を通して地域アセスメントを行っており、地域の課題やニーズについての的確に把握しているのもポイントである。最後に、公的・制度的支援においては、自治体等の行政からの支援については、多くの事例において何らかの形で支援を受けていた。自治体からの支援が積極的である企業は地域や他の企業からの協力が得られやすく、その支援の結果が必ずしも財政的な部分だけでなく、ネットワークの広がりであったり、組織の信頼性の向上であったりなど、非貨幣的な側面においても肯定的な効果をもたらしていた。制度的な側面では、日本と韓国の違いとして、「社会的企業育成法」の経営への影響が多く見えてきた。韓国では社会的企業育成法に定める基準を満たした認証社会的企業であり、政府から人件費や事業費などの補助を受けている。なお、これらの支援は期限があるため、安定的な経営基盤を整えるまでの長期的な支援までには至っておらず、その効果についても限定的であると考えられる。一方、日本は、このような社会的企業に対する育成政策が政府レベルでは本格化されておらず、モデル事業や期限付きの補助金事業などといった臨時的な施策が多かった。

(4) 社会起業を支援する制度・政策については、支援策の具体的な効果や課題を検証するために、韓国の「社会的企業育成法」の内容を分析・検討したうえで、支援する側（社会的企業振興院等の中間支援組織や政策関係者など）と支援される側（社会的企業経営者等）を対象にインタビュー調査を行った。主な結果は、以下のとおりである。まず、社会的企業育成法の成果である。育成法の導入は、任意組織または自己定義による社会的企業らに「認証」という形で法的地位を与え、社会からの信頼や関心を得ることにつながった。このような社会的企業の普遍化により、社会的弱者への理解が進み、さらには社会変革のツールとして認識されるようになった。また、社会的企業にかかる様々なステークホルダーにも好影響を与え、社会的企業の拡大・育成に貢献している。社会的企業の主な対象である脆弱階層には新しい雇用先が生

まれ、社会サービスの利用者である市民からすれば、合理的な価格で様々なサービスが購入できる新たな市場が形成されたのである。また、中央および地方政府、関連省庁にとっては、福祉や雇用などの分野の新たな公共のパートナーとして位置付けられ、広域・基礎自治体などのローカルレベルにおいても社会的企業の育成の取り組みが進められている。また、民間企業も社会的責任の一環として社会的企業を支援したり直接設立するなど、民間企業と社会的企業の連携によるシナジー効果を生み出している。育成法は、これまで実践的概念であった社会的企業に法的地位を与え、市民社会や行政、企業などの関心と参画を促し、雇用創出や社会サービスの拡大という法律の目的を果たしている。欧州などでは市民社会を基盤として社会的企業概念や実践が形成されてきたが、韓国は、主に就労支援や社会サービスの拡充を目的として導入された国家主導的な背景が強い。それにより、中央および地方政府をはじめ、民間企業等による支援体制の整備が急速に進むと言う特徴が見られる。なお、以下に示す制度化による副作用なども見られる。

表2 社会的企業育成法の成果と課題

	大カテゴリー	小カテゴリー
成果	『社会的企業への関心の高まり』	【社会的企業の認知度の向上】
		【肯定的イメージの形成】
		【社会参加のツールとして活用】
		【社会的弱者への理解増進】
	『自治体による支援策の活性化』	【社会問題の新たな方法として認識】
		【自治体からの協力・支援拡大】
	『社会的弱者への雇用創出の効果』	【自治体の積極的な姿勢】
		【雇用政策としての効果性】
	『民間企業からの協力・支援拡大』	【雇用創出】
		【民間企業からの関心の高まり】
【民間企業からの協力・支援】		
課題	『社会的企業概念の混同』	【民間企業による支援の効果】
		【概念の狭義性と固定観念】
		【認知度の拡散の限定性】
	『雇用の質の問題』	【福祉政策の延長線との認識】
		【労働力に基づく選別的雇用】
		【雇用者のモラルハザード】
	『経営の持続可能性の弱さ』	【不安定雇用の量産】
		【実質生存率の低さ】
		【準備不足による経営失敗】
	『公的支援による自律性の侵害』	【付加価値の低い事業の多さ】
【公共購買支援の限界】		
【公費支援の逆効果】		
【公費支援への依存】		
『市場秩序の混乱』	【認証企業のデメリット】	
	【「市場攪乱型」企業の増加】	
	【社会的企業同士の競争】	
『制度運用上の管理・監督の問題』	【支援による逆差別の発生】	
	【クリームスキミングの問題】	
	【成果測定指標の不在】	
	【量的成長の重視・業績主義】	
	【制度間ネットワークの弱さ】	
		【中間支援組織の弱さ】

育成法の課題や限界は、まず、社会的企業概念の混同である。育成法により社会的企業の定義が定められ、社会に普及することで認知度が高まりつつあるが、現段階では市民レベルまで幅広く知れ渡っている状況ではない。二つ目に、雇用の質の問題である。雇

用創出の量的成果は認められるものの、自立経営が担保されない状況のなか、低賃金や短期間雇用を量産しているとの指摘も多い。三つ目に、経営の持続可能性の弱さである。政府による発表とは異なり、企業の実質生存率の低さが多く指摘されている。四つ目に、公的支援による自律性の侵害である。補助金などの支援は初期段階の社会的企業の成長の呼び水である一方、その逆効果として、中身の伴わない成長を助長させたり、公費支援への依存性を高めるといった問題も抱えている。また、収益の使途制限などにより経営の自律性が損なわれることも挙げられる。五つ目に、市場秩序の混乱である。育成法の支援を求めて多くの企業が参入して来るが、事業アイテムが限られた領域に集中する傾向がある。認証企業の事業種類を見ると、初期は多様な種類の事業体が認証を受けているが、時間が経つにつれ、多様性が失われ単純化する傾向が見られる。最後に、制度運用上の管理・監督の問題である。制度開始初期は、経済的支援を目当てに参入し、支援期間が終わると撤退してしまうといったクリームスキミングの問題も見られた。それは、制度の早期定着を目指す政府の量的・実績主義の歪でもあり、徹底した管理・監督の体制が整っていなかったことも関係している。

以上の韓国の育成法の成果と課題を踏まえ、日本における社会的企業の支援策に対するいくつかの提案を示した。まず、社会的企業の自立・自律経営を促す基盤づくりが重要である。二つ目に、社会的企業への財政的な支援を行う場合の留意点として、各企業の実績や規模に見合う支援方法を講じる必要がある。三つ目に、制度間ネットワークが求められる。社会的企業の多くが社会的弱者の雇用や社会サービスの提供と深く関連しているため、生活保護やその他の社会保障関連法との調和・調整は欠かせない。

最後に、社会的企業に関する制度化の必要性である。韓国の例では制度化の弊害として概念の限定化、標準化、その他制度運用上の問題などの課題も抱えているが、社会的企業関連組織の基盤拡大や経営環境整備の面では、制度化の効果は大きいと言える。韓国の制度的先駆性あるいは失敗要素を踏まえながら、建設的な制度化の議論が進むことを期待する。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

- ① 呉世雄、韓国の大都市部における社会起業による福祉コミュニティづくりーソンミサン・マウル・コミュニティの展開プロセスと特徴、日本の地域福祉、査読有、第 28 巻、2015、95-108
<http://ci.nii.ac.jp/naid/40020458403>

〔学会発表〕(計 6 件)

- ① 呉世雄「日本の社会福祉法人の経営環境

の変化と対応戦略としての地域福祉実践」、2016 年韓国地域社会福祉学会秋季学術大会、2016. 11. 4、オゾン(韓国)

- ② 呉世雄「福祉サービスの開発と起業化」、損保ジャパン日本興亜福祉財団福祉マネジメント研究会 第 3 回シンポジウム、2016. 5. 28、テクノエイド協会(東京都新宿区)
- ③ 呉世雄「韓国の社会的企業育成政策の成果と課題」、日本地域福祉学会第 29 回大会、2015. 6. 20、東北福祉大学(宮城県仙台市)
- ④ 朴泰英、呉世雄、蔡鉉璋、金東花「韓国の農漁村地域における地域福祉ネットワークの特性に関する研究」、日本地域福祉学会第 29 回大会、2015. 6. 20、東北福祉大学(宮城県仙台市)
- ⑤ 呉世雄「韓国の大都市部における起業活動による福祉コミュニティづくりに関する研究」、日本地域福祉学会第 28 回大会、2014. 6. 15、島根大学(島根県松江市)
- ⑥ 朴泰英、呉世雄、蔡鉉璋、金東花「韓国の農村地域における住民の地域社会に対する意識」、日本地域福祉学会第 28 回大会、2014. 6. 15、島根大学(島根県松江市)

〔図書〕(計 1 件)

- ① 日本発達障害連盟編、『発達障害白書 2016 年版』呉世雄「文化芸術活動における障害者福祉サービス事業所の役割」2015、154

6. 研究組織

(1) 研究代表者

呉世雄(OH SE-WOONG)

宇都宮大学・地域デザイン科学部・講師

研究者番号：00708000